

身体拘束適正化のための指針

特定非営利活動法人そよかぜ
障害者就労継続支援 B 型 そよかぜの家

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、例外として以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(2) 日常支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある活動に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で 個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら 利用者主体的な活動をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束適正廃止及び適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討を行う。
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを行う。
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討を行う。
- 報告された事例を集計し、分析を行う。
- 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討を行う。
- 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底させる。
- 適正化策を講じた後に、その効果について評価を行う。
- 身体拘束廃止に関する職員全体への教育及び啓発を行う。

② 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- 管理者
 - サービス管理者
 - 支援員
 - その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者
- *この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

個々の身体拘束実施者の状態の変化に応じて、または法令で定められた期間内に随時 個別開催します。例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種共同での委員会を開催できない事が想定されます。その為、

可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

支援に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したサポートの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新入職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は、ホームページ、事業所内に設置にて、公表し、利用者及びそのご家族・従業者等の人たちがいつでも閲覧できるようにします。

附則令和4年4月1日

変更令和6年12月16日